

山梨県市町村職員共済組合貸付規則等の一部改正について

当組合の貸付事業の運営等につきまして、日頃よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合の貸付事業の取扱い等につきましては、国から示される地方公務員共済組合の貸付事業の取扱い要領及び貸付準則に基づき行っているところではありますが、この度、取扱要領及び貸付準則の一部が改正されたことに伴い、当組合貸付規則の一部改正を行い、併せて規定の整備を図りました。

また、同時に貸付金の適正利用を確認するために、当組合貸付規則実施細則についても一部改正を行い、規定の整備を図りました。

つきましては、この改正内容の概略につきましては下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

なお、ご不明な点がございましたら共済組合貸付担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容について

(1) 貸付利率の引き下げ

組合員貸付利率の利率区分については、下表のとおり基準利率*に基づき組合員貸付利率が変動するよう改正しました。

なお、現状の基準利率については0.00%が適用されておりますので、各貸付の貸付利率(年利)は、普通・住宅・特別貸付は1.26%、災害貸付は0.93%、在宅介護対応住宅貸付1.00%が適用されることとなります。

基準利率	貸付利率				
	普通・住宅 ・特別貸付	災害貸付	激甚災害貸付 (元金の償還猶 予期間中のみ)	在宅介護対応 住宅貸付	高額医療貸付 及び出産貸付
1.0%以下の場合	1.26%	0.93%	0.72%	1.00%	無利息
1.0%を超え1.5%以下の場合	1.76%	1.43%	1.22%	1.50%	
1.5%を超え2.0%以下の場合	2.26%	1.93%	1.72%	2.00%	
2.0%を超え2.5%以下の場合	2.76%	2.43%	2.22%	2.50%	
2.5%を超え3.0%以下の場合	3.26%	2.93%	2.72%	3.00%	
3.0%を超え3.5%以下の場合	3.76%	3.43%	3.22%	3.50%	
3.5%を超え4.0%以下の場合	4.26%	3.93%	3.72%	4.00%	
4.0%を超え4.5%以下の場合	4.76%	4.43%	4.22%	4.50%	
4.5%を超え5.0%以下の場合	5.26%	4.93%	4.72%	5.00%	
5.0%を超える場合	基準利率に 0.26% を加えた利率	基準利率に 0.07%を減じた 利率	基準利率に 0.28%を減じた 利率	基準利率	

*基準利率・・・基準利率は、地方公務員等共済組合法に基づき、国債の利回りを基礎として、退職等年金給付に係る積立金の運用状況及びその見通し等を勘案して、毎年9

月30日までに設定することとなっております。

なお、平成29年10月から平成30年9月までに適用される基準利率は0.00%となります。

(2) 貸付金の財源経理の変更

貸付金の財源については、従前は、経過的長期預託金管理経理からの借入金をもって充てておりましたが、平成30年1月1日からは退職等年金預託金管理経理からの借入金をもって充てることとなります。

ただし、当組合においては退職等年金預託金管理経理に余裕金がないことから、当面の間は引き続き経過的長期預託金管理経理からの借入金をもって充てることとなります。

(2) 普通貸付に係る貸付後確認書類の提出

普通貸付を借り受けた者については、貸付日以後30日以内に当該貸付の対象となった費用の支払が完了したことを証する書類（領収書）を、「完了報告書（別紙1：様式第4号）」に添えて提出することとなります。

なお、当組合ホームページ・各種請求用紙ダウンロードでの「完了報告書（別紙1：様式第4号）」の掲載開始については、平成30年1月4日以降を予定しておりますのでご承知おきください。

(3) 住宅貸付等に係る貸付後確認書類の提出

住宅貸付等を借り受けた者につきましては、従前より当該貸付事由が完了したときから6月以内に完了を証する書類を提出いただいておりますが、この度、貸付規則実施細則を整備し次のとおり住宅貸付の種類ごとに提出書類を整理しました。

住宅貸付等貸付後提出書類一覧表

貸付種類	提出書類				備考	
	工事 完了届 (様式第3号)	不動産の 登記簿等	住民票	領収書		
新築	○	○	○	○		
増改築	○	—	○	○		
修理	○	—	○	○		
宅地 購入	宅地 購入時	○	○	—	○	貸付後5年以内に住宅建築に着手する必要があり、住宅建築後に住民票を提出
	住宅 建築時	○	○	○	△	住宅建築費用を当組合から借り受けた場合のみ領収書も必要
住宅 購入	○	○	○	○		
土地付 建物	○	○	○	○		
マンション 購入	○	○	○	○		

※災害住宅貸付、災害再貸付についても同様

※在宅介護対応住宅貸付については、修理と同様

2 改正内容の適用時期
平成30年1月1日～

3 その他
当組合ホームページの内容については、準備が整い次第変更させていただきますことを申し添えます。

担 当：総務課貸付担当 望月
TEL：055-232-7311

完了報告書

平成 年 月 日

山梨県市町村職員共済組合理事長 殿

所属所名 _____

氏名 _____ 印

私は、山梨県市町村職員共済組合貸付規則第3条第2項に規定する普通貸付による貸付金額 _____ 万円を平成 年 月 日に借り受けましたが平成 年 月 日に当該貸付の対象となった費用について支払が完了いたしましたので山梨県市町村職員共済組合貸付規則実施細則第9条第4項の規定により必要書類を添えて報告いたします。

上記の貸付について支払が完了したことを確認しました。

平成 年 月 日

所属所長 _____ 印